

飼養衛生管理基準(豚, いのしし)が改正されました

令和2年7月1日より, 改正された新たな飼養衛生管理基準(豚, いのしし)が施行されています(一部猶予期間あり)。

基準の確認および遵守をお願いします。

改正のポイント

1 家畜の所有者の責務を新設

- 家畜の所有者が本基準に規定された取組を確実に実施するよう義務化

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設

- 農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成(施行: R3年4月~) 農林水産省が公表しているマニュアルのひな形等を参考に, マニュアルを作成してください。

飼養衛生マニュアル 例

検索

3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設

- 野生動物に家畜伝染病(口蹄疫・豚熱・アフリカ豚熱)の病原体の感染が確認されている地域を「大臣指定地域」に指定し, 必要な措置を追加
 - ▶ 当日に他の畜産関係施設及び大臣指定地域に立ち入った者, 並びに過去一週間以内の海外渡航者等は衛生管理区域に立ち入らせない(獣医師, 飼料運搬業者等を除く)
 - ▶ 大臣指定地域で収穫された農作物等を飼料, 敷料等に利用する場合は家畜保健衛生所の助言を求め指導に従う
 - ▶ 大臣指定地域では, 畜舎ごとに専用の衣服を着用
 - ▶ 大臣指定地域では, 畜舎間の家畜の移動時に, 病原体の侵入を防止できる畜舎間通路, 洗浄・消毒済のケージ, リフトなどを用いる

4 衛生管理区域の考え方を明確化

- 衛生管理区域とそれ以外の区域を明確に区分, 出入口の数を必要最低限とし, 家畜, 資材等の入出場の場所は可能な限りその境界に位置するよう設定

5 放牧制限の準備を新設

- 放牧の制限等があった場合に, 家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること(施行: R3年4月~)

6 衛生管理区域での猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼養禁止を新設

7 防護柵等の設置による衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設

8 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設

- 畜舎, 飼料保管庫, 堆肥舎, 死体保管庫等に防鳥ネット(網目2cm以下)等を設置し, 定期的に破損状況の確認・修繕をすること

9 食品循環資源の飼料利用について処理・管理の方法を改正

- 肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合は, 攪拌しながら90℃・60分以上又はこれと同等以上の加熱処理, 加熱後の飼料が原材料と交差汚染しない措置を講ずること(施行: R3年4月~)

10 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

- 衛生管理区域に車両を入れる場合に、当該農場専用のフロアマット等の使用により交差汚染を防止する措置が必要

11 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施を新設

12 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設

**！ 飼養衛生管理基準の改正に伴い、
チェック表の内容が大幅に変わりました。**

昨年までの飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表と比較して、項目数が増加しています。また、「いいえ」と回答した項目については、今後の改善方針の記載が必要です。今回の提出は、変更後初めての自己点検ですので、わかる範囲で結構ですが、少なくとも「はい」「いいえ」で答えられるところについては、○をつけて提出していただきますよう、よろしくお願いします。

24 家畜を導入する際の健康観察等		
●他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病的発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	はい	いいえ 該当しない
●導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	はい	いいえ 該当しない
記入欄（はいの場合） 隔離方法：隔離畜舎 隔離畜房 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年		
当てはまるところに○をつけ、 必要事項を記載してください。		
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染の拡大防止		
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
早急に畜舎に消毒スプレーを設置し、消毒を実施します		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
記入例		

ご不明な点がありましたら、家畜保健衛生所まで、お問い合わせください。

<連絡先>
西部家畜保健衛生所
吉野川庁舎：0883-24-2029
東みよし庁舎：0883-82-2397